

3. 小型帆船（単胴型及び多胴型のプレジャーヨット）

平成 28 年 5 月現在

区分	航行区域 法定備品	平水、限定沿海 及び沿岸		沿 海	近海以上	備 考
係船設備	係船索（ロープ）	2 本		➡ 2 本	2 本	――
	アンカー（いかり）	1 個		➡ 1 個	1 個	・ 湖川港内のみを航行水域とする船舶、渡船などで栈橋から栈橋に着ける船舶及び岸壁、栈橋に係留し錨泊の必要のない船舶は不要
	アンカーチェン又は索（ロープ）	1 本		➡ 1 本	1 本	
救命設備	小型船舶用膨脹式救命いかだ	右記以外	限沿 5 トン以上 5 海里超	定員の 100% *1	定員の 100%	➡ <u>小型船舶用救命浮器</u> でもよい(近海以上を除く)[注 1] *1 第 2 種小型帆船[注 9]で不沈性を有するものは不要 *2 有効な信号を発信できる設備([注 4])を備えつけているものは不要[注 2]
		――	100% *1 *2			
	小型船舶用救命胴衣	定員と同数 *1 *2 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり ・ TYPE A ・ TYPE D ・ TYPE B *3 ・ TYPE C *3 ・ TYPE E *3 ・ TYPE F *3 ・ TYPE G *3 *4		➡定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり ・ TYPE A のみ	定員と同数 搭載可能な胴衣の TYPE は次のとおり ・ TYPE A のみ	*1 平水は救命クッションでもよい *2 平水は最大搭載人員を収容しうる小型船舶用救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備える場合は不要[注 1] *3 不沈性及びキルスイッチを有する船舶([注 3])に限る *4 平水に限る ・ 「TYPE A」から「TYPE G」の胴衣の違いは次のとおり TYPE A…胴衣の要件を全て満足するもの TYPE B…反射材の要件が省略されたもの TYPE C…笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE D…色の要件が省略されたもの TYPE E…色及び反射材の要件が省略されたもの TYPE F…色、笛及び反射材の要件が省略されたもの TYPE G…浮力がやや少ないために着やすくなっているもの
	小型船舶用救命浮環	1 個 *		➡ 2 個 *	2 個	* 小型船舶用救命浮輪でもよい[注 1]
	信号紅炎	――		➡ 1 個	2 個	――
	小型船舶用信号紅炎	右記以外	➡ 沿岸	――	――	・ 航行区域が河川のみに限定されているものは不要 * 有効な無線設備([注 5])を備えるものは不要[注 1]
		1 セット * (2 個入)	1 セット (2 個入)			
	小型船舶用自己点灯灯	――		➡ 1 個	1 個	――
	小型船舶用自己発煙信号	――		➡ 1 個	1 個	――
	小型船舶用火せん	右記以外	沿岸	➡ 2 個	4 個	* 有効な無線設備([注 6])を備えるものは不要[注 1]
		――	2 個 *			
	発煙浮信号	――		➡ 1 個	2 個	――
備	小型船舶用 EPIRB	――		1 個 *1	1 個	*1 長さ 12m未満は不要 *2 第 2 種小型帆船[注 9]で、レーダー反射器（最高レーダー断面積が 6 m ² 以上のもの又はいかだのぎ装品として備え付けられるもの）を備え付ける場合は不要[注 2]
	小型船舶用レーダー・トランスポンダー（SART）	――		1 個 *1 *2	1 個 *2	
	持運び式双方向無線電話装置	――		1 個 *1 *2	1 個 *3	*1 国際航海するものに限る *2 長さ 12m未満は不要 *3 近海以上の航行区域を有する平成 6 年 11 月 3 日迄に建造され又は建造に着手された長さ 12m未満は不要
無線設備	無線電信又は無線電話	――		1 個 *	1 個	・ 詳細は別表参照のこと ・ 第 2 種小型帆船[注 9]でアマチュア無線、SSB（（財）日本セーリング連盟の運用する HF 海岸局との間で連絡することができる HF 無線電話）及びリジウムを備え付けているものは免除[注 2] ・ HF 無線電話、HF 直接印刷電信、A3 水域内のみを航行する場合はイマルサット（ニ M、fleet 以外）、又は A2 水域内の通信範囲内に限り認められる設備（N-STAR 船舶衛星電話）等のいずれか 1 台 * 沿海区域の長さ 12m未満は不要
消防設備	小型船舶用粉末消火器又は小型船舶用液体消火器	1 個 *		➡ 2 個	3 個	・ 無人の機関室には小型船舶用自動拡散型消火器を備えること（この場合は 1 個のみ減じてよい） * 赤バケツ等を備えるものは消火器を 1 個減じてよい

区分	航行区域		平水、限定沿海及び沿岸		沿 海	近海以上	備 考	
法定備品								
排水設備	ビルジポンプ (電動又は手動)		――		➡ 1 台	1 台	――	
	バケツ及びあかくみ		各 1 個		――	――	・ビルジポンプを備えるものは不要 ・船外機船はバケツ 1 個でよい(消防用と兼用可)	
航海用具	汽笛及び号鐘		各 1 個		各 1 個	各 1 個	・汽笛は全長 12m未満不要 ・号鐘は全長 20m未満不要	
	音響信号器具		1 個 *		➡ 1 個	1 個	・汽笛を備え付けているものは不要 * 笛でもよい	
	船速測定器具		――		――	1 個	・手用測定器、パテントログ、ドップラーログ又は GPS でもよい	
	ラジオ		右記以外	沿岸	➡ 1 台	――	・中波帯又は短波帯の放送を受信可能なもの ・無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備〔注 7〕を有する船舶には不要〔注 2〕	
			――	1 台				
	コンパス		右記以外	沿岸	➡ 1 個	1 個	・自船の位置及び進行方向が表示できる GPS を備えている場合は不要	
			――	1 個				
	船 灯	マスト灯 *1 *5 *8		1 個 *3		➡ 1 個	1 個	*1 無動力帆船は不要 *2 無動力帆船で全長 12m以上 20m未満のものは第一種三色灯 1 個、全長 12m未満のものは第二種三色灯 1 個、全長 7 m未満のものは携帯用白灯 1 個でよい
		げん 舷灯又は両色灯 *2 *6 *7		1 対(1 個) *3		➡ 1 対(1 個)	1 対(1 個)	*1 *2 動力船で全長 7 m未満 7 ノット以下のものは第二種白灯(停泊灯と兼用可) 1 個でよい *3 夜間航行が禁止されているものは不要 ➡ *4 全長 12m未満のものであって港域、航路等を頻繁に航行しないものは省略できる
		船尾灯 *2		1 個 *3		➡ 1 個	1 個	*5 全長 20m以上は第二種マスト灯以上 全長 12m以上 20m未満は第三種マスト灯以上 全長 12m未満は第四種マスト灯以上
		停泊灯		1 個 *3		➡ 1 個	1 個	*6 全長 12m以上は第二種げん 舷灯以上 全長 12m未満は第三種げん 舷灯以上 全長 20m以上は内側隔板を取り付ける *7 全長 20m未満は第一種両色灯で可 全長 12m未満は第二種両色灯で可 *8 全長 12m未満のものは第二種白灯(停泊灯と兼用可)で兼用できる ・航行区域が湖川のみ(航洋船が航行する水域を除く)に限定され、夜間航行するものは白色灯 1 個でよい
		紅灯 *4		2 個 *3		2 個	2 個	
	黒色球形形象物		3 個		➡ 3 個	3 個	・全長 12m未満のものは次のものを除き不要 ① 港域、航路等を頻繁に航行するものは 2 個 ② 錨泊するもの(全長 7 m未満のものは狭い水道等で錨泊するものに限る)は 1 個 ・全長 20m以上のものは直径 600mm 以上	
	黒色円すい形形象物		1 個		➡ 1 個	1 個	・無動力帆船には不要	
	国際信号旗		――		➡ NC 旗	NC 旗	――	
	海図		右記以外	沿岸	➡ 1 式	1 式	・有効な電子海図情報装置を備えるものは不要 *適切な航海用参考図等を備えるものは不要〔注 8〕 *海上保安庁刊行の電子海図(ENC)を表示する GPS を備える場合不要	
			――	1 式 *				
航海用具	航海用レーダー反射器 (レーダーリフレクタ)		1 個		1 個	1 個	・夜間航行が禁止されている船舶は不要 ・湖川のみを航行する船舶は不要 ・適用の詳細については別表 1 による	

区分	航行区域 法定備品	平水、限定沿海 及び沿岸	沿 海	近海以上	備 考
	HF デジタル選択呼出装置 及び HF デジタル選択呼出 聴守装置 (DSC/DSCWR)	――	1 式	1 式	・ A3 水域又は A4 水域を航行するものに必要 ・ インマルサットを備え付けるものは不要 ・ 第 2 種小型帆船[注 9]でアマチュア無線、SSB(外 洋帆船協会の運用する HF 海岸局との間で連 絡することができる HF 無線電話)及びイジウム により無線を免除されているもの又は無線 設備の義務付けがないものは不要[注 2]
	予備帆(ストームジブ)	――	➡ 1 個	1 個	――
一 般 備 品	ドライバー	1 組	➡ 1 組	1 組	――
	レンチ	1 組	➡ 1 組	1 組	・ モンレンチ 1 個でも可
	プライヤー	1 個	➡ 1 個	1 個	――
	プラグレンチ	1 個	➡ 1 個	1 個	・ 火花点火機関に限る

- [注 1] 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要(未使用の検定済、検査済の同じものに取り替える場合を除く)
- [注 2] 定期的検査以外の際に取り替える場合は、機構の確認を受けることが必要
- [注 3] 機構の確認を受けることが必要
- [注 4] 有効な信号を発信できる設備とは、「EPIRB」、「持運び式双方向無線電話装置」、「漁業無線」、「国際 VHF(5W 型国際 VHF※を含む。）」、「ワト・スターマリン
ホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット M、fleet F33、F55、F77、FB」及び「イジウム、Isat Phone Pro 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した
電気通信事業者のものに限る。)」をいう。
- [注 5] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF(5W 型国際 VHF※を含む。）」、「ワト・スターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット M、fleet F33、
F55、F77、FB」、「イジウム、Isat Phone Pro 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」、「携帯・自動車
電話(当該船舶の航行区域が電話のサービスエリアにあるものに限る。）」、「EPIRB」及び「持運び式双方向無線電話装置」をいう。
- [注 6] 有効な無線設備とは、「漁業無線」、「国際 VHF(5W 型国際 VHF※を除く。）」、「ワト・スターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット M、fleet F33、
F55、F77、FB」、「イジウム、Isat Phone Pro 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。）」及び「EPIRB」を
いう。また、「携帯・自動車電話(PHS 等を除く。)」を備える船舶は、1 個減ずることができる。
- [注 7] 無線電信等を備える船舶その他の有効な通信設備を有する船舶とは、「HF 無線電話、HF 直接印刷電信、HF デジタル選択呼出装置又は HF デジタル
選択呼出聴守装置」、「インマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話」、「MF 無線電話又は MF デジタル選択呼出装置」、「SSB 無線電話」、「27MHz
無線電話」、「40MHz 無線電話」、「150MHz 無線電話(国際 VHF(5W 型国際 VHF※を除く。))」、「ワト・スターマリンホン等(自動追尾機能要)」、「インマルサット M、
fleet F33、F55、F77、FB」及び「イジウム、Isat Phone Pro 及び Oceana 800 (国内で無線局免許を取得した電気通信事業者のものに限る。))」
の無線設備を備える船舶をいう。
- [注 8] 適切な航海用参考図等とは、(財)日本水路協会発行の「ヨット・モーターボート用参考図」、「プレジャーボート・小型船用港湾案内」、「航海用電子参考図
(new pec)(印刷物は除く)」、ヤマハ中国(株)発行の「クルージングマップ」及び(株)マッププロジェクト発行の「クルージングマップ イン 大阪湾」をいう。
- [注 9] 第 2 種小型帆船とは、旅客定員を有さない小型帆船をいう。
※ 「5W 型国際 VHF」とは、「5W 出力型 VHF 無線電話 (マリン VHF を含む。)ただし、16ch (156.8MHz)(緊急通信用)付き」のものを示す。

小型帆船（単胴型及び多胴型のプレジャーヨット）

【法定備品の整備について】

- (1) 救命設備：定期検査及び中間検査において、小型船舶用膨脹式救命いかだ、小型船舶用膨脹式救命浮器は整備が必要となります。
- (2) GMDSS 設備等：定期検査及び中間検査において、小型船舶用 EPIRB、小型船舶用レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電
話装置、HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴取装置は整備が必要となります。

【その他の検査の準備について】

- (1) 航行区域が沿海区域以遠で検査の種類が定期検査の場合
- ・ 船体の上架、弁及びコック等の解放が必要になります。
 - ・ 電気機器及び電路については絶縁抵抗試験の準備が必要になります。(ただし、供給電圧が 35V 以下で船質が F R P 及びゴム等不導体の
船舶を除く。)
- (2) 航行区域が沿海区域以遠で検査の種類が中間検査の場合
- ・ 船体の上架、弁及びコック等の解放並びに舵の確認の準備が必要になります。ただし、次の 2 つの条件を満足する場合、上架検査等を省
略し浮上検査で受検することができます。
「当該検査から 1 年以内の船長の上架点検の結果」及び「当該検査での船体内部検査及び浮上検査の結果」から検査員が問題ないと認め
た場合、上架検査等を省略できます。
- ※詳しくは最寄りの支部までお尋ね下さい。

➡【航海用レーダー反射器の適用について】（別表 1）

建造又は建造に 着手された年月日	平成 6 年 11 月 3 日まで	平成 6 年 11 月 4 日から 平成 14 年 6 月 30 日まで	平成 14 年 7 月 1 日から 平成 22 年 9 月 30 日まで	平成 22 年 10 月 1 日以降
技術基準		旧基準 (※1)又は新基準 (※2)		新基準 (※2)
備付け基準	同反射器の備付けは要し ない。	次のいずれかの場合は、同反射器の 備付けを要しない。 ➢ 航海灯の備付けを要しない場合 ➢ 船質が鋼製又はアルミ製の場合 ➢ 特定の水域(※3)を航行しない場合 ➢ 小型漁船安全規則のみ適用の場合	次のいずれかの場合は、同反 射器の備付けを要しない。 ➢ 航海灯の備付けを要しな い場合 ➢ 湖川のみを航行する場合	同左

- ※1：『旧基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 0.3 m²以上のことをいう。
- ※2：『新基準』とは、360° のうち 240° 以上にわたってレーダー断面積が 2.5 m²以上で、かつ、レーダー断面積が 2.5 m²未満となる方向が 10° 以上連
続しないことをいう。
- ➡※3：『特定の水域』とは、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域（ただし、瀬戸内海にあつては、同法第 2 条に定める航路及
び船舶安全法施行規則第 1 条第 6 項第 7 号に規定する水域であつて、海上交通安全法第 1 条第 2 項に規定する同法を適用する海域に限る。）をいう。